

鴨川市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定により、鴨川市職員措置請求（鴨監第 117 号）に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 2 日

鴨川市監査委員 石渡 雅之

鴨川市監査委員 辰野 利文

第1 請求の受付

1 請求人

住 所 鴨川市<略>

氏 名 <略>

2 請求書の提出

請求書の提出日は令和2年12月8日である。

3 請求の要旨

本件請求の内容は別紙のとおりである。

なお、請求書記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

4 要件審査

本件請求は、法第242条が規定する所定の要件を具備しているものと認められたため、令和2年12月21日付けで受理し監査を実施することとした。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

令和元年12月26日に支出した袋倉導水路使用料について、その支出が不当な公金の支出に該当するかを監査した。

2 監査対象部局（関係執行機関等）

水道局

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、新たな証拠の提出及び陳述の機会を令和3年1月6日に設けたが、令和2年12月25日に欠席の届出があった。

4 監査対象部局からの資料の提出及び陳述

本件について、水道局を監査対象とし、監査資料の提出を求めるとともに、令和3年1月6日に水道局長及び次長から陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

関係対象部局の関係書類を調査し、関係職員に事情聴取を行い監査した結果、監査委員の判断は次のとおりである。

1 事実の確認

(1) 関係法令等について（本件に係る規定を抜粋したもの）

① 政府契約の支払遅延防止等に関する法律

（政府契約の原則）

第三条 政府契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

（政府契約の必要的内容事項）

第四条 政府契約の当事者は、前条の趣旨に従い、その契約の締結に際しては、給付の内容、対価の額、給付の完了の時期その他必要な事項のほか、次に掲げる事項を書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）（財務省令で定めるものに限る。）を含む。第十条において同じ。）により明らかにしなければならない。ただし、他の法令により契約書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の作成を省略することができるものについては、この限りでない。

一 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期

二 対価の支払の時期

三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

四 契約に関する紛争の解決方法

（支払の時期）

第六条 第四条第二号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については四十日、その他の給付に対する対価については三十日（以下この規定又は第七条の規定により約定した期間を「約定期間」という。）以内の日としなければならない。

② 鴨川市財務規則

（請求書による原則）

第58条 支出の調査決定は、債権者からの請求書の提出を待って行うものとする。

2 請求書には、原則として次の各号の区分による要件の記載又は関係書類の添付がなければならない。

(1) ～ (4) (略)

(5) 使用料及び賃借料 当該土地又は物件の名称、所在地、期間、用途及び金額等並びに借用又は使用を証する書類

(6) ～ (13) (略)

3 請求書には、債権者の記名押印がなければならない。この場合において、請求書が代表又は代理人名義のものであるときは、その資格権限の表示があり、かつ、職務上に係るものについては職印その他のものについては認印の押印がなければならない。

ただし、外国人の自署は、記名押印とみなして処理することができる。

- 4 法人又は組合その他の団体にあつては、前項の押印があるほか、その団体の印鑑の押印がなければならない。
- 5 第3項の規定により表示された資格権限を認定し難いときは、その資格権限を証する書類をして、これを確認しなければならない。
- 6 債権者が代理人に請求権又は領収権を委任したときは、請求書には、委任状を添えさせなければならない。
- 7 債権の譲渡又は継承があつた債務に係る支出については、請求書にはその事実を証する書面を添えさせなければならない。

③ 鴨川市水道事業会計規程

(伝票の発行)

第5条 水道事業に係る取引については、その取引の発生の都度、証拠となるべき書類に基づいて会計伝票（以下「伝票」という。）を発行するものとする。

(支出の手続)

第23条 水道局長は、支出の原因となるべき契約その他の行為については、あらかじめ文書によって管理者の決裁を受けなければならない。

- 2 支出しようとする場合は、当該支出に関する書類に基づいて振替伝票（現金の支払を伴う支出にあつては、支出伝票）を発行し、当該書類を添えて管理者の決裁を受けなければならない。

(支出伝票の発行)

第24条 水道局長は、支出のうち現金の支払を伴うものについては、債権者の請求書等支払に関する証ひよう書類に基づいて支出伝票（一部現金の支払を伴う取引について発行される振替伝票を含む。以下同じ。）を発行し決裁票に管理者の決裁を受けなければならない。

- 2 支出伝票は、債権者及び勘定科目ごとに調整し、債権者の請求書その他証拠となるべき書類を添えなければならない。ただし、債権者に請求書を提出させることが困難な場合にはこれを省略することができる。
- 3 2人以上の債権者に対して支払を行う場合において、勘定科目及び支払期日が同一であるときは、前項の規定にかかわらず、併せて一の支払伝票を発行することができる。この場合においては、債権者ごとにその支払額を明らかにした文書を添えなければならない。
- 4 水道局長は、支出伝票の決裁票に基づいて支出の支払をしなければならない。

④ 鴨川市水道事業管理規程

(専決事項)

第10条 局長の専決できる事項は、別表第2のとおりとする。

別表第2（第10条関係）

1 一般事項 (略)

2 財務事項

(単位：万円)

区分		金額
収入の調定及び収入命令		全額
支出負担行為及び支出命令	給料	全額
	手当等	全額
	賃金	全額
	報酬	全額
	法定福利費	全額
	旅費	全額
	報償費	100 未満
	被服費	100 未満
	備消耗品費	100 未満
	燃料費	100 未満
	光熱水費	全額
	印刷製本費	全額
	通信運搬費	全額
	委託料	500 未満
	手数料	100 未満
	賃借料	100 未満
	修繕費	100 未満
	動力費	全額
	路面復旧費	100 未満
	薬品費	500 未満
	材料費	100 未満
	補償費	100 未満
	研修費	100 未満
	交際費	30 未満
	食糧費	100 未満
	厚生福利費	100 未満
	会費負担金	100 未満
	保険料	100 未満
	公租公課	全額
	消費税	全額
	雑支出	全額
	負担金	500 未満

	工事請負費	500 未満
	企業債償還金	全額
	企業債利息	全額
	受水費	全額
	その他	100 未満
予算の流用及び予備費の充当		30 未満
過誤納還付		全額
過誤納戻入返戻		全額
収入支出科目更正		全額
資金前渡、概算払及び前払金		全額
預り金の受入れ及び払出し		全額
現金の支出を伴わない予算の執行に関すること		全額

(2) 会計処理について

鴨川市水道事業会計規程第 23 条第 1 項の規定により、平成 28 年 3 月 14 日に管理者の決裁を受け、双方合意の下平成 28 年 3 月 31 日に契約（袋倉導水路使用契約書）が締結された。

袋倉導水路使用契約書第 3 条の規定により、東条土地改良区から令和元年 12 月 2 日付で請求書が提出された。

請求書は鴨川市財務規則第 58 条に則り作成されたもので、債権者の記名押印があり、請求書が代表者のものであることから、団体の理事長表示があり、かつ、職務上の職印が押印されている。

鴨川市水道事業会計規程第 23 条、第 24 条の規定により、袋倉導水路使用契約書及び債権者から提出された請求書に基づいて支出伝票を発行し、発行した伝票に契約書の写し及び請求書を添付して水道事業管理者の決裁を受け、支出の支払をしている。

なお、政府契約の遅延防止等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により、請求書が提出されてから 30 日以内の令和元年 12 月 26 日に支払った。

2 監査委員の判断

以上を踏まえ、監査委員は、次のとおり判断した。

(1) 監査の対象について

請求人は、不当な支出の根拠として契約の不当性を訴えていると解したが、法第 242 条第 2 項で「当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをする事ができない」と規定されている。

最高裁平成 14 年 7 月 16 日判決では、「公金の支出は、具体的には、支出負担行為（支出の原因となるべき契約その他の行為）及び支出命令がされた上で、支出（狭義の支出）がされることによって行われるものである（法第 232 条の 3、242 条の 4 第 1 項）。これらのうち支出負担行為及び支出命令は当該地方公共団体の長の権限に属するのに対し、支出は出納長又

は収入役の権限に属するのであり、そのいずれについてもこれらの者から他の職員に委任等により各別に権限が委譲されることがある。また、これらの行為に適用される実体上、手続上の財務会計法規の内容も同一でない。このように、これらは、公金を支出するために行われる一連の行為ではあるが、互い独立した財務会計上の行為というべきものである。そして、公金の支出の違法又は不当を問題とする監査請求においては、これらの行為のいずれを対象とするのかにより、監査すべき内容が異なることになるのであるから、これらの行為がそれぞれ監査請求の対象事項となるものである。」とされた上で、「公金の支出を構成する支出負担行為、支出命令及び支出については、法第 242 条 2 項本文所定の監査請求期間は、それぞれの行為のあった日から各別に計算すべきである。」と判示されている。

さらに、最高裁平成 14 年 10 月 15 日判決では、「賃貸借契約の締結を対象とする住民監査請求においては、契約締結の日を基準として法第 242 条 2 項の規定を適用すべきである。」と判示されている。

以上のことを踏まえ、令和元年 12 月 26 日の支出を確認すると、その支出の原因となった契約は、平成 28 年 3 月 31 日に締結されており、監査請求期間である 1 年を経過している。

なお、法第 242 条第 2 項は、1 年を経過しても正当な理由がある場合は、監査請求が認められるものとしているが、最高裁平成 14 年 9 月 12 日判決では、「正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当該普通公共団体の住民が相当の注意力を持って調査すれば客観的に見て住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。」と判示されている。

これを本件についてみると、本件請求に係る袋倉導水路使用料の契約については、平成 28 年 6 月及び 9 月の市議会定例会の一般質問で取り上げられていることから明らかにおり、1 年を経過したことに正当な理由が存在したとはいえない。

よって、令和元年 12 月 26 日の支出行為に不当な公金の支出に該当するかを監査対象とした。

なお、住民監査請求の対象は財務会計上の行為に限られているところ、請求人が問題として指摘する事項の中にはこれにあたらぬものも含まれている。それらの点は、制度上、監査の対象とすることはできない。

(2) 令和元年 12 月 26 日の袋倉導水路使用料の支出について

水道局の会計処理については、鴨川市水道事業会計規程に規定されている。また、請求書については鴨川市財務規則に規定されている。

関係部署より提出された資料を確認すると、本件請求に係る請求書は鴨川市財務規則に従って適正に作成されている。また、本件請求に係る支出についても、政府契約の支払遅延防止等に関する法律及び鴨川市水道事業会計規程に則って適正に処理されており、違法・不当な点は見当たらない。

3 結論

以上のことから、本件請求は、不当な支出に当たるとは認められず、請求人の主張に理由がないものと判断し、請求を棄却する。

鴨川市職員措置請求書

袋倉川から東条地区・東町浄水場に至る、本件契約の導水路の使用料という名目で、鴨川市が東条土地改良区に支払ってきた、年額 400 万円は不当な支出に当たり、2019 年度（令和 1 年度）分として同年 12 月 26 日に支出した 400 万円により、鴨川市に損害を与えています。よって、鴨川市監査委員は、この損害額を確定し、鴨川市長亀田郁夫氏がその損害額の全額を鴨川市に返還する措置をとることを求める。

本件契約の背景と本件契約 1990 年（平成 2 年）袋倉導水路使用契約書の締結と更改の経過

1. 本件契約の背景と締結・更改の経過

(1)、本件契約で問題となる袋倉導水路は、1881 年（明治 14 年）に当時の西村、東村、広場村の三つの区域の人々が資金を供出し完成させたものです。全長は 3830m に及び砂岩を削り貫く素掘りの工法で、トンネルと切割、溝渠、掛樋とで成っている。それ以来この導水路は、この地区の旱魃対策の要を成す導水路として利用されてきた。

(2)、戦後、鴨川町は初めての町営上水道建設にあたって東条地区をその対象地域とし、県から袋倉川の水利権を取得、その用水を鴨川町三区所有の本件袋倉導水路を利用して東町浄水場まで運ぶことを計画した。

そのために、鴨川町と鴨川町 3 区共有財産管理委員会、同水利委員会は、1961 年（昭和 36 年）8 月 8 日付けで鴨川町上水道利水契約書（以下、昭和 36 年契約書と略称する）を取り交わした。

この本件契約に登場する袋倉導水路は、袋倉川の取水堰から東町浄水場までの約 1.8km におよぶ導水路です（三区内在る導水路の一部）。この導水路は、昭和 36 年契約によって、漏水対策の改修工事が行なわれ、その後の維持管理業務も、将来にわたって鴨川町が行なうことになったものです。

(3)、この昭和 36 年契約以後は、鴨川町三区の農業用水と鴨川町の上水道用水が、一緒に本件袋倉導水路を通ることとなり、一見、袋倉導水路を通る農業用水の一部を、上水道用水として分けている様に見え、この現象をとらえて「利水契約」なる用語を使用したものと思われます。

言うまでもないことですが、袋倉川は 2 級河川であり、その水利権を管理するのは千葉県です。鴨川町三区と鴨川町がそれぞれ独自に取得した袋倉川の水利権を、その許可の範囲（利用目的と水量）でそれぞれが自由に使用できますが、但し水利権の販売や貸与は、違法行為として禁止されています。

(注記)：現東条地区は、1889 年（明治 22 年）4 月 1 日に広場村、西村、東村、和泉村が合併し東条村となり、その後の市町村合併でも、その区域は変更なく現在に至っています。

: 三区という呼称は、広場、西、東の三地域をまとめて呼ぶ場合に使用され、鴨川町三区などと使用されます。その後、東条地区または東条土地改良区等の名称を使用し、和泉を含めた呼び方になっているようです。

: 1990年（平成2年）2月26日付け契約書に始まり、何回か更改され2016年（平成28年）3月31日（袋倉導水路使用契約書）に至る袋倉導水路使用契約を総称して、本件契約と呼び、個別の契約書を特定する必要がある場合は、「本件平成2年契約書」または「平成2年契約書」・・・「本件平成28年契約書」または「平成28年契約書」等と表示する。

(4)、鴨川市三区は袋倉導水路の維持管理を、昭和36年契約で鴨川町にまかせてしまいました。加えて農業用水も1999年（平成11年）の保台ダム完成によって、袋倉導水路の使用をやめてしまいます。その結果袋倉導水路は、それ以来、鴨川市の上水道用水のみを通水する導水路となり、維持管理も当然、鴨川市が行なっています。

そんな時に鴨川市三区は、昭和36年契約書が「利水契約書」となっていることをとらえ、「鴨川市には『袋倉導水路』の使用料の支払い義務がある」と主張し、鴨川市はそれを認めて、1990年（平成2年）2月26日付けで本契約書を交わしたものと思われま

す。しかし後で見ると、「導水路の使用料」なるものは昭和36年契約によって存在しなくなるのです。

(5)、本件契約の締結と更改は、以下の通りです。

①、1990年（平成2年）2月26日（契約書）

鴨川市（旧市）は、鴨川市三区水利委員会に対し年額300万円を平成元年4月に遡って支払う。これは、袋倉導水路の使用料である。

②、1999年（平成11年）10月18日（契約書）

年額300万円を、460万円に増額する。使用料の改定理由は、「社会経済事情等諸般の状況を勘案して」としか説明がない。

③、2009年（平成21年）4月1日（袋倉導水路トンネル使用契約書）

年額460万円を、年額433万800円に減額する。

④、2016年（平成28年）3月31日（袋倉導水路使用契約書）

年額433万800円を、年額400万円に減額し現在に至っています。

本請求の要旨で示した年額400万円は、上記のような経過をたどった本件契約の現時点での契約金額です。

本件請求の根拠

鴨川市三区には「導水路使用料」請求の権限のないことを証明します。

本件監査の中心点は、「年額400万円は不当な支出」に当たるのかどうかということです。言い換えれば「鴨川市に年額400万円の支払い義務があるのか」、また「鴨川市三区には、その請求権が有るのか」ということです。

本件契約を考える場合、その大本の契約・昭和 36 年契約書とその付属文書である同意書の各条項の検討がどうしても必要です。特に、昭和 36 年契約書の水利権に係わる問題との整理と、2000 円という超低額の『水道用水使用料』の決定過程を明らかにすることです。

1. 水利権問題の混乱を整理する。

(1)、1961 年（昭和 36 年）の「鴨川町上水道利水契約書」は、甲（鴨川町三区水利委員会及び同共有財産管理委員会）と乙（鴨川町）が締結したものです。

昭和 36 年契約書の第一項では「甲は乙の必要とする水道用水を袋倉灌漑用水ダムより給水する。……乙は毎年度初めに水道用水使用料として金貳千円也を甲に支払う。」としています。

ところが同じ契約書の第二項では「甲の所有する水利権は慣行により他に分与できない」と記され、同じ契約書の第一項と第二項では、水利権についてまったく逆のことが書かれています。しかし当然第二項の方が正しいに違いありません。

また、昭和 36 年契約書の付属文書である同意書の記の第二項に、「水利権は既設水利権の三区にあることを確認すると共に、水道に利用する場合は水利権の使用料を徴収するものとする」とありますが、この条項も、水利権の売買に当たり無効です。

(2)、ところで鴨川市水道局の水利権についての説明は、次の通りです。

①、袋倉川の水利権は、上水道事業を開始する際に（昭和 36 年頃）、県から上水道事業目的で日量 5500 m³を取得、今日に至も水利権の水量の変更は一切ない。10 年ごとの更新手続きはしている。

②、鴨川町三区から水をもらう等ということは、してはいけないことでやっていない。

鴨川町の水利権の範囲内で、取水量の増減の操作は、当然している。

(3)、水利権問題を整理して行くと、おのずと見えてくるのは、昭和 36 年契約で鴨川町が本当に必要だったのは、水利権に基づく上水道用水を、袋倉川から東町浄水場まで運ぶための、袋倉導水路を使用する権利だったのです。

以上のように、契約の年額 2000 円の名目は、「水道用水使用料」ではなく「袋倉導水路の使用料」なのです。

(4)、一方長谷川市長は（当時）、2016 年 6 月議会の滝口市議（当時）質問への答弁の冒頭で「これまでの水道用水使用料を改めて導水路使用料とし年額 2000 円から 300 万円と引き上げ」とありますが、実際は、2019 年（令和 1 年）12 月の、鴨川市の「支出伝票」（金額 1000 円づつの支出伝票 2 通、合計 2000 円）には、「第一袋倉ダム用水使用料」とあります。鴨川市や鴨川市三区の幹部の間では、いまだに水利権問題が整理されていないようです。

2. 2000 円という超低額の『水道用水使用料』の決定過程とその理由

昭和 36 年契約では、年額が 2000 円という超低額の『水道用水使用料』が規定されています。この『水道用水使用料』は前項での検討で、「袋倉導水路の使用料」であることが明確になっています。ここからは年額 2000 円が「袋倉導水路の使用料」であることを前提に

話を進めていきます。そうしないと、鴨川市と鴨川市三区の水利権に関する「違法状態」は解消できないからです。

まず袋倉導水路使用料の年額 2000 円を何故、「超低額」と言うかといいますと、一般的には「1.8 kmにおよぶ導水路の機能を維持するために行なわれる、導水路の維持管理業務とその費用の年額」が「導水路使用料の年額」と考えられています。この金額との比較をもって、超低額と呼ぶものです。

ここでは、この超低額な導水路の使用料を、どのような経過をたどって決定されたのかを検討し、昭和 36 年契約に立ち合った人々が、どのような思いでこの契約を实らせたのか、その理解にせまれるよう検討を進めてみたいと思います。

(1)、昭和 36 年契約は鴨川町三区、鴨川町の両者から歓迎された

「袋倉導水路使用料」が何故、超低額な 2000 円で合意されることになったのかを、昭和 36 年契約書とその付属文書である同意書に、その理由を探してみます。

契約書と同意書を見て思うことは、多くの条項は、鴨川町三区の農地の整備事業に関する条項や、ダムの新設や導水路の水漏れ対策を行なう条項です。そして、これらの条項のほとんどの事業費を、鴨川町が負担するというものです。

①、鴨川町が多額の費用を投じた、取水・導水施設の補修・補強や新設工事等。

- (a)、「用水路を精査したところ、素掘りの水路からは相当量の水漏れが見られた」そのための補修工事。
- (b)、袋倉川から取水するための既設の堰堤（袋倉第 1 ダム）を 7m 嵩上する。
- (c)、第 1 袋倉ダムの上流に第 2 袋倉ダムを新設（水道局長は約 2 億円と説明）する。
- (d)、産業林道（袋倉坂口よりダムまで）の拡幅工事を行いそれを町道に認定する。ダム新設等の工事に伴う水没等の補償・買い上げ、恒久的な安全対策。
- (e)、旱魃により著しく水量が不足し、灌漑用水に支障が生じた場合は、水道水の使用を停止する。
- (f)、(契約後の)ダム、取水設備、導水路等の維持管理ならびに、これに要する費用は鴨川町が負担する。

②、鴨川町三区の土地改良事業の地元負担金全部を鴨川町が肩代わりする等の特別な施策を実施する。

- (a)、鴨川町三区が土地改良区を設置して、耕作用水路（大小を問わず全路線）を、整備（コンクリートに依る）するための地元負担金は全額鴨川町負担とする。水路の総延長は 3830m。
- (b)、鴨川町三区の小団地開発整備事業で行なう機械揚水施設の地元負担金の全額を鴨川町が負担する。
- (c)、鴨川町三区が指定する場所に、灌漑用の井戸と揚水施設、サイフォン施設を設置する。その費用は鴨川町負担とする。（井戸の数は、地元の人の話では 50 箇所以上という。）
- (d)、給水量増加に伴い、水量の不足する場合、鴨川町はあらゆる手段を講じ灌漑用水の不足を生じないよう諸種の施策をすること。

(e)、水道管の通る部落には、必要と認める箇所に消火栓を鴨川町負担で設置する。

以上のように昭和 36 年契約書とその付属文書の同意文書から見えてくるものは、鴨川町三区が鴨川町の莫大な財政的援助を受けて、先祖が手懸けてきた早魃対策の導水路事業を、更に充実させることができるようになったこと。また鴨川町三区は、鴨川町で初めての上水道事業の対象地域となり、大きな恩恵を受けることが約束され、鴨川町もこの事業は鴨川町の上水道事業の出発点であり、その完成が約束されることになり、鴨川町三区と鴨川町は、この契約が調うことを大いに喜び合ったと思います。

(2)、袋倉導水路の使用料を超低額料金 2000 円にした理由

そこで両者が考えた事は、推測ですが、導水路の所有権を変更したり、その使用料を「ただ」にするなどということよりも、これら全体の事業の「記念碑」的な意味合いを込めて、実質的な導水路使用料に当たる「導水路等の維持管理費用」とは別に超低額の「導水路使用料 2000 円」を作ったのではないのでしょうか。2000 円を支払う側も受け取る側も、超低額料金の意味する所を理解していましたし、その意味合いを年に一度は再確認する方法を選んだものと思います。そのためにも特徴ある超低額料金を選択したのでしょう。

昭和 36 年契約の導水路の使用料の実際を計算式に表すと以下のようになります。

$$\begin{aligned} & \text{導水路の使用料の実際} = \text{将来にわたる導水路等の維持管理費用 (鴨川町負担)} \\ & \quad + 2000 \text{ 円 (鴨川町負担)} \\ & \quad (+ \text{導水路等の修復や鴨川町三区のために特別に負担した費用}) \end{aligned}$$

(3)、鴨川町三区の袋倉導水路使用料の請求権は、昭和 36 年で消滅しています。

袋倉導水路は昭和 36 年契約が示しているように、導水路の通水機能は、鴨川市が負担した導水路の大規模な補修工事と、今日まで鴨川市が行なってきた、導水路の維持管理業務によって保たれているのです。鴨川町三区の導水路の機能維持の役割は昭和 36 年契約で終わっています。よって導水路使用料の請求権は消滅したのです。

本件契約を前提に、鴨川市が今後とも導水路の維持管理を行うのであれば、鴨川市は導水路の使用料を三重に支払うこととなります。

- | | | |
|---------------------|---|--------------------------------------|
| ①、年額 2000 円 | } | 昭和 36 年契約によって鴨川町が負担
することを約束したものの。 |
| ②、導水路の年間の維持管理費用、 | | |
| ③、本件契約による年額 400 万円、 | | |
- (前項①、②の上に更なる負担)

この事実を不当なものとし、本件監査を請求しているものです。

仮に、鴨川市三区が導水路の維持管理を行なっているものとして、それを鴨川市が使用したいというのであれば、当然使用料は発生します。その金額は、鴨川市三区が負担している「導水路の年間の維持管理費用に相当」するでしょう。

鴨川市が市議会で表明したのは、持論の「値上げ幅論だけ」

私たちには、本件契約について鴨川市三区から、資料の提供は一切ありません。あるのは契約書など鴨川市情報公開制度で入手した部分的な資料と、鴨川市議会作成の鴨川市議会定例会会議録です。この会議録の中で鴨川市が市の言い分を展開しているのは、2016年6月議会と9月議会で、日本共産党の滝口市議（当時）が本件契約について質問（以下、滝口質問という）し、それに長谷川市長（当時）が答弁（以下、長谷川市長答弁または市長答弁という）した部分です。これを検討してみます。

1. 初めに2016年（平成28年）6月議会での長谷川市長答弁（当時）について検討してみます。

(1)、本件契約の最初の契約、平成2年契約について、市長答弁は以下の通りです。

- ・「平成に年号が変わる頃には、水需要のたかまりに伴う使用水量の増加」があったこと。
- ・そのために「袋倉ダムから利水する水量の増加に伴い、鴨川市三区水利委員会から袋倉導水路使用料について協議がございました。両方で協議に協議を重ねた結果、平成元年より導水路使用料として、年額300万円を支払うことで合意に至り、平成2年2月26日付けで契約を締結したところであります。なお、この300万円という使用料につきましては、平成元年度当時、東町浄水場から得られる水道料金収入約2億円に対し、1.5%の割合となっているところがございます。」とあります。

（注記：用水は袋倉川から導水路を通して東町浄水場まで導かれ、その後、水道水として各家庭に配水されます。2億円とはその水道料金収入のことです。）

これが本件契約の初年度である平成2年契約についての長谷川市長の説明のすべてです。

この市長の説明は、何の説明にもなっていません。鴨川市は鴨川市三区から、導水路の使用料を要求されたから、「協議に協議を重ね」とあるものの、それは「鴨川市三区の請求権の有無」についてではなく、金額の夥多を言い合っただけのことなのではないでしょうか。

(2)、平成11年契約について。長谷川市長答弁は以下の通りです。

- ・「袋倉導水路使用料が460万円になり、前回の300万円の契約から160万円引き上げられたが、その根拠について、また社会経済情勢等諸般の状況を勘案し、平成14年度以降において協議し定めるとある水道料金と連動という根拠について、お答えさせていただきます。」
- ・「平成11年10月1日、袋倉導水路使用料について、三区水利委員会から増額の要望を頂戴いたしました。改定前の300万円と改定後の460万円で・・・約53.3%の増額でございます。・・・平成元年度と平成10年度の水道料金を比較しますと・・・59.6%の引き上げ率となっている・・・、平成元年度から平成10年度までの間における水道料金改定等の状況を勘案して協議した結果、年額460万円という事で合意に至ったものでございます。なお、水道料金収入につきましても平成元年度は約4億4100万円、平成10年度は約9億900万円と、10年間で約2倍ののびを示しております。」

これが本件契約の平成 11 年契約についての市長の説明のすべてです。

長谷川市長の答弁は、何を言おうとしているのかよく解りません。「社会経済情勢等諸般の状況」とは何かを説明する訳でもありません。説明全体としては、袋倉導水路の使用料を 160 万円上げることになったが、その値上げ幅の根拠は鴨川市の水道料金収入が上がったから、それに連動させて上げたと言っているだけです。

ここでも鴨川市三区の導水路使用料の請求権については何の説明もありません。

- (3)、平成 21 年契約、平成 28 年契約について、市長答弁が言おうとしていることは、上記平成 2 年契約、平成 11 年契約と全く同じものです。水道料金が上がれば値上げの協議、下がれば値下げの協議と、何か公平らしさを演技しているだけです。

2. 次に 2016 年（平成 28 年）9 月議会での市長答弁について検討してみます。

- (1)、本件契約が「正当なもの」という長谷川市長の答弁を見てみます。

・「積算根拠を示す書類が添付されておりませんので、お示しできないわけでございます。しかしながら、契約書の正当性に何ら問題はないということでございます。」

この市長答弁は、強引すぎます。「無いものは示せないが」、「契約書の正当性に何ら問題はない」と断言する手法は、議会で要求される論理的で丁寧な説明とは真反対なもので、開直り以外の何物でもありません。このような答弁を許しておくならば、議会の質が問われることとなります。

結局、本件契約について 6 月議会でも 9 月議会でも長谷川市長は、持論の「値上げ幅の決め方」を説明しただけで、鴨川市三区の袋倉導水路使用料の請求権の有無については、何も説明できなかったということです。

- ## 3. 鴨川市には「鴨川市文書管理規程」があります。その第 2 条（文書取り扱いの原則）の第 2 項には「文書进行处理するに当たっては、その過程を明らかにしておかなければならない。」とあります。また、第 23 条（関係書類の添付）第 1 項には、「回議文書には上司又は合議先が一読して判断することができる様に起案理由、経過の要領、関係法規その他参考となる事項を付記又は添付しなければならない。」とあります。

本件契約書には、別紙として起案用紙または起案書が添付されています。これは、文書管理規程第 23 条の第 1 項でいう回議文書に当たると思います。

平成 2 年契約の起案用紙記載に当たって、特に昭和 36 年契約から平成 2 年契約まで 29 年間も経過した時点での新たな本件契約な訳ですから、その関連性について少し注意して昭和 36 年契約に目を通していけば、水利権問題や「用水使用料 2000 円」など特徴のある幾つかの項目に関心を寄せることができたと思います。

しかし、平成 2 年契約に添付された起案用紙の記載内容は、「この度同委員会より要望がありましたので協議いたしましたところ、・・・内諾が得られましたので・・・契約してよろしいか・・・。」というもので、今回の交渉の経緯だけを簡単に記載したものです。「上司又は合議先が一読して判断することができるように起案の理由、経過の要領・・・を付記又は添付しなければならない。・・・」と規定する、「鴨川市文書管理規程」の理解の質

に係わる問題ではないでしょうか。

(但し、この文書管理規程は、2005年(平成17年)に制定されたものです。平成2年契約の時点で、この文書管理規程は存在しない訳ですが、一般的に当時の市職員の文書作成能力が、この文書管理規程より低かったとも思えません。)

本件契約には幾つかの疑問が残ってしまいます。

①、昭和36年契約から29年も経過した時点で、何故、導水路使用料を再検討しなければならなかったのか。超低額料金についての理解は間違いだったのか。

②、平成2年契約の起案用紙の記載内容を何故、通り一遍の記載にしたのか。

これらの疑問に鴨川市三区や市が進んで明らかにしてくれる事を希望します。

すでに本件契約による支出は1億円を超え、今もこの支出は続いています。

本件監査請求により、市政の歪みが正される事を切に願うものです。